○文部科学省令第三十八号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条及び第四十九条の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月二十六日

文部科学大臣　萩生田光一

私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）	（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）
第三条の七　高齢任意加入被保険者の資格取得の申出については、第一条の規定による異動報告書のほか、次に掲げる事項を記載し、学校法人等の証明を受けた申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。	**第三条の七**　［同上］
一～四　［略］	一～四　［同上］
五　基礎年金番号（個人番号を有する者（死亡した者を除く。）に係る場合にあつては、基礎年金番号又は個人番号とする。以下同じ。）	五　基礎年金番号（個人番号を有する者に係る場合にあつては、基礎年金番号又は個人番号とする。以下同じ。）
六・七　［略］	六・七　［同上］
2～4　［略］	2～4　［同上］
（短期給付）	（短期給付）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
2　法第二十五条において準用する組合法第四十四条の規定により給付の支給を受けようとする者は、当該学校法人等の証明を受けた当該給付の請求書に、所定の添付書類のほか、死亡した受給権者（法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項に規定する受給権者をいう。第六項において同じ。）と請求者との身分関係を明らかにすることができる書類及び当該給付の支払を受けるべきであつた者でその支払を受けなかつたものの死亡を証する書類を添えて、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。	2　法第二十五条において準用する組合法第四十四条の規定により給付の支給を受けようとする者は、当該学校法人等の証明を受けた当該給付の請求書に、所定の添付書類のほか、死亡した受給権者（法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項に規定する受給権者をいう。）と請求者との身分関係を明らかにすることができる書類及び当該給付の支払を受けるべきであつた者でその支払を受けなかつたものの死亡を証する書類を添えて、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。
3～5　［略］	3～5　［同上］
6　第一項又は第二項の規定により事業団に書類を提出する場合において、死亡した受給権者に係る個人番号の記載は要しないものとする。	6　［同上］
7　［略］	［項を加える。］
（遺族に対する一時金の決定の請求）	（遺族に対する一時金の決定の請求）
第二十四条の三　［略］	**第二十四条の三**　［同上］
2　前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。	2　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　請求者と加入者又は加入者であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍謄本若しくは除籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し（以下「法定相続情報一覧図の写し」という。）	二　請求者と加入者又は加入者であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍謄本又は除籍謄本
三～七　［略］	三～七　［同上］
3・4　［略］	3・4　［同上］